

(1)

指定施設整備基準／建築物移動等円滑化基準

イ 共同住宅

(1) 共同住宅における整備基準の種類と構成について

- ・共同住宅はプライベートな側面を持つ建築物ですが、「住戸の出入口」や「共用スペース」は、個人が改修することが非常に困難なため、将来にわたり住み続けることができるように、また誰もが住みやすい住宅として、共同住宅をバリアフリー化することは大変重要です。
- ・共同住宅は、以前から条例の指定施設として、住戸から道等までの経路等に整備基準を適用していましたが、平成26年1月1日より、2,000㎡以上の共同住宅を特別特定建築物に追加し、新たに共同住宅の建築物移動等円滑化基準を設けるとともに、指定施設整備基準の見直しを行いました。

(2) 共同住宅における整備基準の適用について

ア. 対象規模

- ・1,000㎡以上の共同住宅には、指定施設整備基準が適用され、2,000㎡以上の共同住宅には、建築物移動等円滑化基準が適用されます。

イ. 共同住宅に適用される整備基準の項目

- ・整備基準が設けられている項目は、移動等円滑化経路、敷地内の通路、駐車場（共用）、出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、便所（共用）、浴室等（共用）、標識、案内設備の12項目です。

ウ. 共同住宅に適用される整備基準の適用の範囲

①「多数の者」が利用する用途である共同住宅は、読み替え規定により整備基準が適用されます。

(P.24を参照)

- ・住戸の内部は、多数の者が利用する部分ではないため、整備基準は適用されません。
- ・多数の者が利用する駐車場とは、来客者や搬出入用等の共用の駐車場のことで、このような駐車場がある場合は、駐車場の整備基準が適用されます。特定の居住者が使用する駐車場については、多数の者が利用する駐車場には該当しません。
- ・多数の者が利用する便所及び浴室とは、居住者が共用で利用するもののことで、集会室やゲストルーム等の中に便所や浴室がある場合などもこれに該当します。

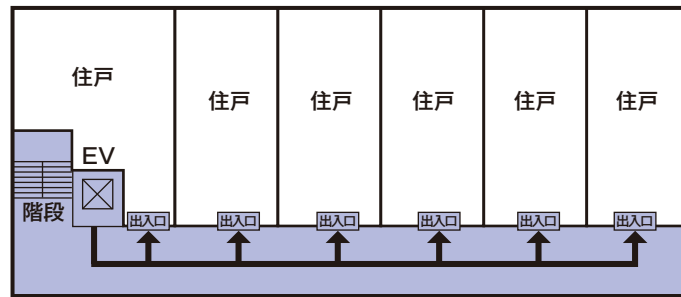
②共同住宅における「利用居室」とは、居住者が共用する集会室、ゲストルーム等が該当します。

③共同住宅における「移動等円滑化経路」とは、以下の経路が該当します。

- ・「道等」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会室、ゲストルーム等）」までの経路
- ・「車いす使用者用駐車施設」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会室、ゲストルーム等）」までの経路
- ・「車いす使用者用便所」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会室、ゲストルーム等）」までの経路

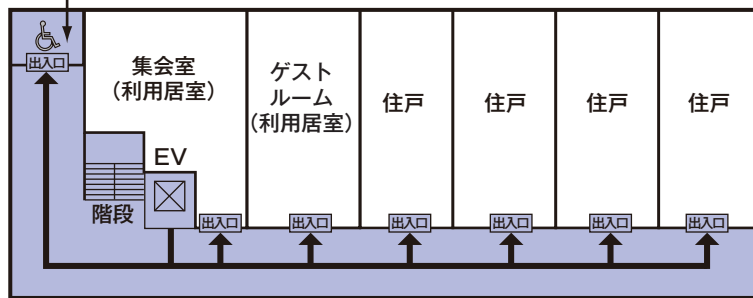
共同住宅における整備基準の適用

共同住宅においては、「住戸」までの経路も整備をする必要があります。

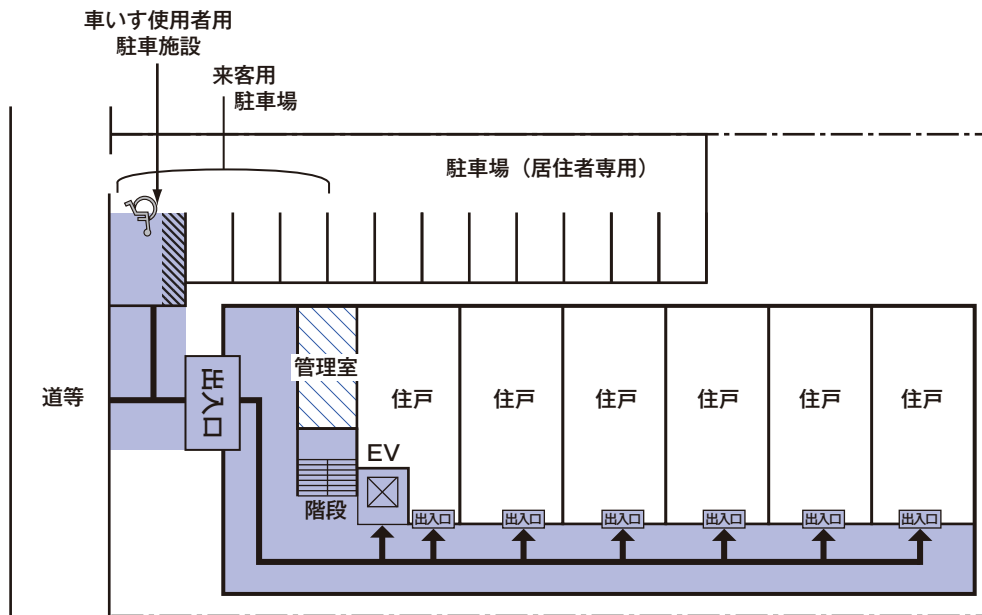


基準階平面図

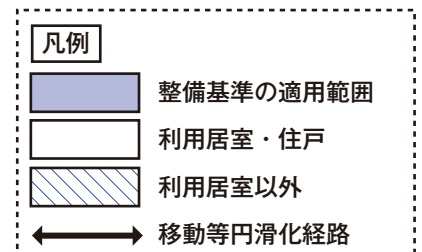
共用のトイレ
(車いす使用者用便房・オストメイト用便房)



2階平面図



配置図
1階平面図



※「ア 共同住宅以外」(P.57~162)の参考図番号を示しています。

1. 移動等円滑化経路

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。		同左	
ア	建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路	同左。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	1-1
イ	建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）、住戸から当該車いす使用者用便房までの経路	同左	1-1
ウ	建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸までの経路	同左	1-1
エ	建築物に、住戸を設ける場合 道等から当該住戸までの経路	同左。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	1-1
オ	—	—	
カ	—	—	
(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。		同左	

2. 敷地内の通路

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	2-1
イ	—	—	
ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	段がある部分は、次に掲げるものであること。	
(ア)	両側に、次に掲げる手すりを設けること。	手すりを設けること。	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
	a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	
	b 握りやすい形状とすること。	—	2-3
	c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3 2-4
	d 段がある部分の手すりは直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	—	2-4
	e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	2-2 2-4
	f —	—	
	(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	同左	2-5
	(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	2-5
	(イ) 回り段でないこと。	—	2-5
	(オ) けこみ板を設けること。	—	2-5
	(カ) 段鼻には、滑り止めを設けること。	—	2-5
エ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
	(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜路には、手すりを設けること。	
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	2-6
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	2-6
	c 握りやすい形状とすること。	—	2-3
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3 2-4
	(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	同左	2-6

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図*
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	—	2-1
イ	幅は、140センチメートル以上とすること。	幅は、120センチメートル以上とすること。	2-1
ウ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	2-1
エ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	2-1
オ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
(7)	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	2-6 2-7
a	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上	—	2-7
b	けあげの寸法が、18センチメートル以下	—	2-7
c	踏面の寸法が、26センチメートル以上	—	2-7
(i)	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	2-6 2-7
(ウ)	高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	2-6 2-7
(I)	(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。 (1)エ(7)再掲載	—	
a	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	2-6
b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	2-6
c	握りやすい形状とすること。	—	2-3
d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3 2-4
(オ)	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	—	2-6 2-7

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
カ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	—	2-6
キ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	—	2-1 2-8
(3) 道等から利用居室又は住戸までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項(1)ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		同左	

3. 駐車場

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1)	多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。	多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。	3-1
(2)	車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア	幅は、350センチメートル以上とすること。	同左	3-1
イ	1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	同左	3-1
ウ	自走式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。	—	
(ア)	奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。	—	3-1
(イ)	水平な場所に設けること。	—	
(ウ)	障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。	—	3-1 3-3 13-1
エ	機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。	—	
(ア)	乗降スペースは水平な場所に設けること。	—	3-2
(イ)	車いす使用者が円滑に利用することができる構造とすること	—	3-2
(3)	車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。	—	3-3 13-1

4. 出入口

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。	幅は、80センチメートル以上とすること。	4-1
(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	—	4-1
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	4-2
		4-3 4-4
(4) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	4-3

5. 廊下等

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	同左	5-1
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同左	
イ —	—	
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	—	5-1
イ 幅は、120センチメートル以上とすること。	同左	
ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	5-1
エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
オ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	—	7-1
カ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	—	2-8
キ —	—	
ク —	—	

6. 階段

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5/6-6
	2の項(1)ウ(ア)再掲載		
	(ア) a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	6-1
	b 握りやすい形状とすること。	同左	6-5
	c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-6
	d 段がある部分の手すりは直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	同左	6-6
	e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-6
f —	—		
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同左	6-1
ウ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする	同左	6-1 6-4
エ	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	6-1 6-4
オ	—	—	
カ	回り階段でないこと。	同左	6-3
キ	けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-4
ク	踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	同左	6-1/6-4
ケ	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。	同左	6-2
コ	けこみ板を設けること。	同左	6-1/6-4
サ	段鼻には滑り止めを設けること。	—	6-1/6-4
(2) (1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、多数の者が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。		(1) カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている建築物の場合は、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。	

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(3) (2)の規定にかかわらず、(1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている経路が確保されている場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	(2)の規定にかかわらず、(1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	
(4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている経路が確保されている場合にあつては、適用しない。	(1)キからコまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	

7. 傾斜路

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならぬ。	同左	
ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。 2の項(1)エ(7)再掲載	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	6-5 6-6 7-1
(7) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	7-1
b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	7-1
c 握りやすい形状とすること。	—	2-3
d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3 2-4
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	7-1
ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。	同左	7-1
エ (共同住宅のため基準対象外)		
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	7-1 7-3
(7) けあげの寸法が、18センチメートル以下	—	7-2
(1) 踏面の寸法が、26センチメートル以上	—	7-2
(ウ) 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上	—	7-2

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
イ	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	7-1 7-2 7-3
ウ	高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	7-1 7-3
エ	2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	—	6-5/6-6/7-1
	2の項(1)エ(ア)再掲載		
	(ア) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	7-1
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	7-1
	c 握りやすい形状とすること。	—	2-3
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3 2-4
オ	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	—	7-1

8. エレベーター等

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	かごは、利用居室、住戸、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	かごは、利用居室、住戸、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
イ	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分（非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）のかご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	8-1
ウ	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。	同左	8-1
エ	乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	同左	8-1
オ	かご内の左右両面の側板及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	同左	8-2 8-4
カ	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	同左	8-2 8-3

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
キ	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	同左	8-4
ク	床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。	—	8-1
(7)	かごの幅は、140センチメートル以上とすること。	—	
(1)	かごは、車椅子の転回に支障がない構造とすること。	—	
ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	同左。(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く) ただし、エレベーターを新設する場合に限る。	8-2
コ	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	同左。(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く) ただし、エレベーターを新設する場合に限る。	8-1 8-2 8-3 8-4
(7)	点字		
(1)	文字等の浮き彫り		
(ウ)	音による案内		
(I)	その他これらに類するもの		
サ	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	同左。(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く) ただし、エレベーターを新設する場合に限る。	8-2 8-4
シ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	—	8-1 8-2
ス	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	—	8-1/8-2
(2) 当該移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。		同左	

9. 便所

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。		多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。	
ア	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	—	9-1
イ	便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	—	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
ウ	出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が廊下等に直接面している場合はこの限りでない。	—	9-1
エ	次に掲げる洗面台を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	—	9-2
	(7) 洗面器(乳幼児用のものを除く。)の両側(洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前)に手すりを設けること。	—	
	(1) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	
	(2) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。	—	
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	同左	9-3
	(7) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。	同左	
	(1) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	—	
	(2) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせる。	—	
	(3) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	—	
カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(2)の規定は適用しない。	—	9-4
	(7) 手すりを設けること。	—	
	(1) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	—	
	(2) 便器は、腰掛便座とすること。	—	
(2)	多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア	便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。	同左	
	(7) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	同左	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
ア	(イ) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	手すりが適切に配置されていること。	
	a 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	—	9-5 9-6
	b L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	—	
	c L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。	—	9-5
	d 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	—	9-5
	e L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。	—	9-5 9-6
	(ウ) 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	腰掛便座が適切に配置されていること。	
	a 腰掛便座は、便座の中心から両側手すりが同距離になるよう設置すること。	—	9-5
	b 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。	—	9-6
	c 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-6
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	9-5
	(オ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	—	
	a 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-7
	b 洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	—	9-7
	c 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-7
	(カ) 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	—	9-6
(キ) 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	—	9-6	
(ク) 戸の横に30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	9-5	
(ケ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	—	9-5	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
イ	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	
	(7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	—	9-8
	(1) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	—	9-8 9-9
(3)	—	—	

10. 浴室、シャワー室又は更衣室

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1)	多数の者が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	—	10-1
(2)	(1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。	—	10-1 10-2 10-3
ア	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	—	
イ	車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	—	
ウ	出入口は、次に掲げるものであること。	—	
	(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。	—	
	(1) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	—	
エ	高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	—	
オ	浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—	

13. 標識

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	同左	3-3 8-4 9-10
ア	高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	同左	
イ	当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	13-1

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(2) (1)の 便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	—	9-10 13-1
(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	—	3-3 13-1

14. 案内設備

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	同左	14-2
ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。	—	
イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	—	
ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	—	
エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	—	
オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるような十分なスペースを確保すること。	—	
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	同左	14-2
ア 点字	同左	
イ 文字等の浮き彫り	同左	
ウ 音による案内	同左	
エ その他これらに類するもの	同左	
(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。	同左	

共同住宅における整備基準の適用（案内所について）

共同住宅における案内所とは以下のいずれかのものを指します。

- ・各住戸に繋がる押しボタン（数字や文字が浮き彫りや点字により判別できるもの）があり、かつ、周辺に「用事のある部屋番号を押してください」という旨の文字案内板と点字表記が付いている集合玄関機
- ・管理人室に繋がる呼出ボタンがあり、周辺に「御用のある方はこのボタンを押してください」という旨の文字案内板と点字表記が付いている集合玄関機
- ・集合玄関（来訪者が鍵や集合玄関機を利用せずに入れる場所）に面した窓があり、管理人が常駐している管理人室